

はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなどの著しく人権を侵害する行為につながるおそれがある。このため、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民、地方公共団体、その他学校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策に実効的に取り組まなければならない。

この「学校いじめ方針」は、単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され、実際に成果を上げていく必要がある。また、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにするとともに、これまでのいじめ防止対策の蓄積を生かした、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

第1部 いじめの防止等に係る基本的な考え方

1 いじめの対応に係る基本的な考え方

(1) 学校における基本姿勢

いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」に即して、「じゅう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードのもと人権意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開することが重要である。

学校においては「いじめは絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組が重要であり、人権教育や道徳教育、情報モラル教育など、その他健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが求められる。

また、いじめの四層構造にも示されているように、いじめ行為が構造上の特徴から児童生徒のわずかな変化について、日常的に関係教職員で情報共有を図り、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努めることが重要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする必要がある。また、「いじり」と言われる行為についても、いじめとの境界が不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をすることが必要である。

一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、児童生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応しなければならない。また、解消後もきめ細かく見守りを行うなど、継続支援が必要である。

また、いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因

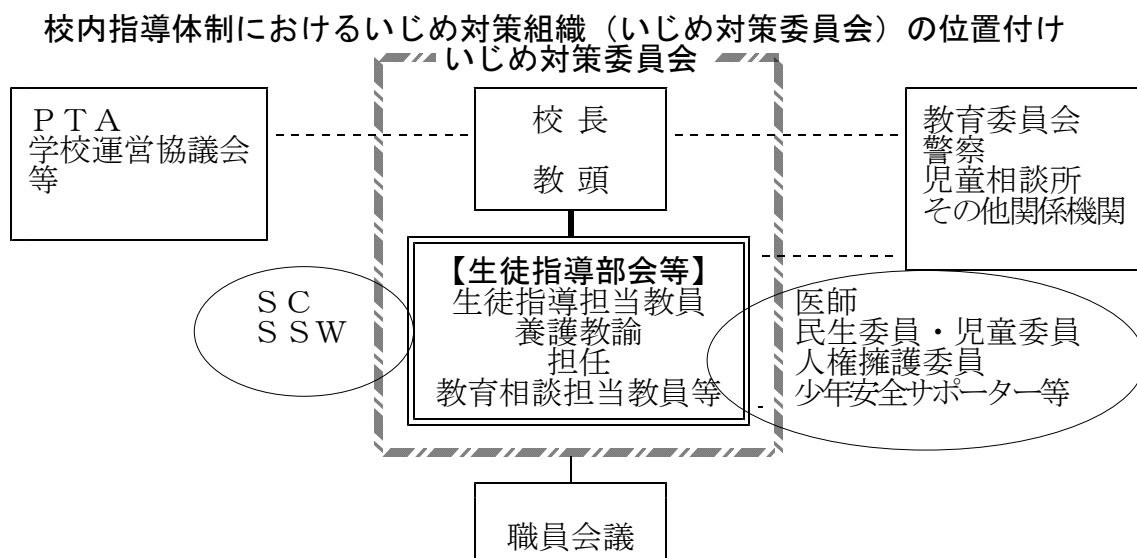
して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

2 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割

(1) 「いじめ対策組織」の設置（名称を「いじめ対策委員会」とする）

各学校においては、「いじめ対策推進法」第22条にもとづき「いじめ対策組織」を置き、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう恒常的に改善を図ることとする。

また、当該組織は管理職を含む組織的対策の中核となる生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー（以下SC）、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）、学校運営協議会委員（地域代表、PTA代表）、その他の関係者により構成することとする。



(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の教育活動全体を通じた道德教育の取組

児童生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、学校の教育活動全体を通して児童生徒が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができる道德教育を充実させる。

○ 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、児童生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。

○ 他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、「ピカピカ安全パトロール」や「ふれあい笹飾り」でのボランティア活動やふれあい体験など、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組を充実させる。

○ いじめ防止・根絶強調月間の取組

毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付け、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価、児童会による主体的な活動の充実を図る。

(4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

○ 校種間連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要であるため、校種間連携の一層の促進に努める。

○ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

SCやSSW等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図る。

○ 教職員が児童生徒と向き合うことのできる体制の整備

学校の業務改善を推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

第2部 いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止（いじめの予防）

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめ問題を根本的に解消するためには、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。そのためには、日常から教職員間で児童生徒について自由に話し合えるような人間関係が必要である。

○ 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

○ いじめ対策に係る生徒指導部会等のもち方

- ・ 問題行動等の報告・対応にとどまらず、いじめの問題に対する取組等の評価・検証・改善を図る場とする。
- ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、毎週金曜日の連絡会に実施する。

生徒指導部会等における運営上のチェックポイント
☐ 定期的に（週1回程度）開かれているか。 ☐ 各分掌・各学年と連携した生徒指導がなされているか。 ☐ 話し合われた内容が、速やかに全教職員に周知され、理解されているか。 ☐ 問題行動の報告・対応に終始していないか。

○ 教育相談体制の確立

- ・ すべての児童生徒が能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助の機能を重視する。

○ 児童生徒の行動観察

- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、部活動等、できるだけ児童生徒とのふれあいの機会を増やし、児童生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

○ 児童生徒理解

- ・ 日記、連絡帳、生活アンケート、保健室相談ポスト等、直接書いたものや、「Q-U検査」等客観的なテストを通して、児童生徒理解に努める。

○ 家庭・地域社会との連携

- ・ PTAや西小ボランティアなど、家庭・地域社会と連携し、より一層、開かれた学校づくりを推進する。

(2) 学校のすべての教育活動を通した取組

いじめを防止するためには、児童生徒が学校の教育活動を通して、互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるような「居場所づくり」に積極的に取り組む。

また、多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、児童生徒一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努める。

○ 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 授業に対する教員の心構え

児童生徒にとって学校生活の大半は教科等の学習であることから、授業者から受ける影響は大きい。指導方法はもちろんのこと、授業に対する教員の姿勢から、人権感覚が問われる場でもある。たとえば、授業中に失敗した友達を茶化したり、また、そのことを助長したりするような場面があれば、見逃さずに指導を行わなければならない。児童生徒同士または教員との信頼関係を基盤として、教育効果を高めていくことが大切である。

- ・ お互いを高める授業づくり

教員は授業を組み立てる中で、常に児童生徒の考えや意見を価値付け、さらに他の児童生徒へ投げかけ、新たな意見を引き出すなどの授業づくりを行う。児童生徒が自ら考え、判断し、表現する学習活動を仕組むことによって、互いに学び合い、学習内容を深めさせる。

○ 道徳

- ・ 道徳的实践力を育む場として

道徳の授業では、「公平・公正」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」などの内容項目で「いじめ問題」を扱うことができるが、児童生徒の心を揺さぶる授業展開が望まれる。授業では資料の中にとどまることなく、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。

- ・ 道徳教育を中核とした心の教育の推進

学校の特色や課題に即した道徳教育を展開し、道徳教育担当教員を中心とした学校の組織的な取組を推進するとともに、県教委作成の指導資料「心を耕す」や「(改訂版) いのち・なかま・やくそくを大切に作る心を育む学習プログラム みんなちがってみんないい」等の活用により、児童生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組の重点化を図る。

○ 特別活動等

- ・ 児童生徒の主体的な取組の充実

学級活動をはじめ、学校行事、児童会・生徒会活動及びクラブ活動、部活動に

において、内容・方法等を改善・工夫することにより、児童生徒がこれまで以上に主体的に取り組めるような場を設定する。児童生徒が自分たちで企画したことに意欲的に取り組む過程で、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができる。こうした体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団の規範が生まれてくる。また、児童生徒のいじめ問題の防止・解決に向けての主体的な取組を支援していく。

- ・ 集団活動及び体験活動の推進

他者の思いを大切にすることの思いやりの心を醸成するために、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等を効果的・計画的に実施していく。

- ・ 部活動での好ましい人間関係づくり

自主性を重んじ、同好の生徒によって行われる部活動は、生徒同士が互いに協力し合って友情を深め、好ましい人間関係を育むなど、教育的な価値も大きい。このため、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの社会的な自己指導能力の育成するなど、その教育的価値が生かされる運営方法を研修する。

(3) 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の取組

当該組織には、各学校のいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルにより、学校基本方針の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画通り進んでいるかどうか確認するなど、各学期に1回程度評価・検証していくよう努める。このため、当該組織に児童生徒の様子等（観察による見取り、生活アンケート結果等）の情報が日常的に集約され、素早く全教職員へ情報共有が図られるよう校内体制を確立する。また、対策組織にはいじめの相談・通報等の窓口としての役割も求められる。学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織として位置付ける。

(4) 家庭・地域との連携

いじめの問題は、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域社会と緊密に連携・協働して解決を図るよう努める。学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていくため、PTAや地域の関係団体とともに協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行う。

また、家庭・地域社会から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、学校が誠意のある対応に心がける。

○ 保護者との連携

- ・ 大人の意識の向上

日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。

大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。

- ・ 日頃からの信頼関係づくり

保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要であることから、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

信頼関係づくりのポイント

- ☐ 保護者の不安や苦しみに関心から耳を傾ける。
- ☐ 保護者の児童生徒への思いを共感的に理解する。
- ☐ 保護者の願いを誠意をもって聞く。
- ☐ 保護者とともに児童生徒を見守りながら歩む姿勢を示す。
- ☐ 保護者は児童生徒を守り、児童生徒の成長に携わる主体者であるという認識に立つ。

○ 地域社会との連携

学校は、地域社会にも児童生徒の実態を正確に知らせ、いじめ問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組む。

- ・ 地域の環境づくり

P T Aはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット協議会、青少年健全育成協議会等の関係団体、少年安全サポーターや防府警察署等と、いじめについて協議する機会を設け、いじめ問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むこととする。

登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域社会の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

- ・ 児童生徒の活動への支援

子供会や自治会などの既存の地域活動に積極的に参加できるよう十分配慮する。

○ 日常の取組の情報発信

開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校での生活の状況等を家庭・地域社会に提供する。

情報発信の方法や場の例

学校だより、学年通信、学校ウェブサイト、学校評価結果等の公表、
学級懇談会、PTA総会における協議、西小ボランティア、
民生委員・児童委員等との交流、学校運営協議会、地区懇談会 等

2 早期発見（いじめを把握するための対応）

(1) 早期発見のための体制

いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して早期に発見できる体制の構築に努める。

○ 複数教職員での指導の取組・体制づくり

- ・ 学級担任だけでなく、副担任、教科担当教員、専科教員、少人数指導教員、養護教諭、部活動顧問等との連携を密にする。
- ・ 学校栄養職員、学校事務職員、SC、SSWも含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から児童生徒の様子をきめ細かく把握することに努める。
- ・ 学校評価に係る児童生徒・保護者アンケート、定期教育相談、週1回生活アンケート等により、児童生徒、保護者等の実情を把握し、恒常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・ 全校体制での校内組織のもと、児童生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で情報共有を図る。

○ 教育相談担当教員・養護教諭の役割

- ・ 教育相談担当教員・養護教諭を「いじめ対策委員会」に加える。また、校務分掌上、適切に位置付け、SC等、専門家と緊密な連携を図る。

○ 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置・役割

- ・ 当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担う。
- ・ 当該組織の構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、SC、SSW、学校運営協議会委員、その他の関係者で構成し、いじめ防止等に対して、実効的に対応できる組織とする。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

児童生徒や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。

児童生徒との信頼関係に基づき、正義感、倫理観、思いやりの心等、学校の教育活動全体を通して、心の教育を推進し、指導の徹底を図るよう努める。

○ いじめられている児童生徒のサインを見逃さないための取組

- ・ 誰にも相談できない児童生徒がいるのではないかとの認識の下、日記、生活アンケート、保健室相談ポスト等直接書いたものや、「アイ・チェック」等客観的なテストの実施により、総合的に内面の変化をとらえ個別の教育相談を実施する。
- ・ いじめは潜在化、偽装化している可能性を考え、日常の対話や遊びなどを通して児童生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 児童生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。

〔参考資料１〕 学校における日常的な観察のポイント（問題行動等対応マニュアルより）

	いじめの早期発見チェックポイント
登校時から始業時	☐ 他の児童生徒よりも早く登校したり、遅く登校したりする。 ☐ いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。 ☐ 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。 ☐ 元気がなく、顔色がすぐれない。 ☐ 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。
教科等の時間	☐ 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 ☐ 体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。 ☐ うつむきかげんで発言しなくなる。 ☐ 指名されると、他の児童生徒がニヤニヤする。 ☐ 教職員が誉めると、周りの子があざ笑ったり、しらけたりする。 ☐ 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやりとりがある。 ☐ 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 ☐ 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。 ☐ 配布したプリントなどが渡っていない。 ☐ グループ活動の際、一人だけ外れている。 ☐ ふざけた雰囲気の中で、係や委員等を選ばれる。 ☐ 特定の児童生徒の持ち物に触れることを嫌がる児童生徒がいる。 ☐ 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。 ☐ 作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。

休 み 時 間	☐ 仲のよかったグループからはずされ、教室や図書室等で一人ポツンとしている。 ☐ 一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。 ☐ 用がないのに職員室で過ごすことが多い。 ☐ 教職員に必要以上に寄ってきたり、触れるようにして話したりする。 ☐ 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。 ☐ 友達と過ごしているが表情が暗く、おどおどした様子でついて行く。 ☐ 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 ☐ 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。 ☐ いつも遊びで使った道具等の後始末をさせられている。 ☐ 周りの友達に異常なほど気遣いをしている。 ☐ そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
下 校 時	☐ 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。 ☐ 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。 ☐ いつも友達の荷物を持たされている。 ☐ 靴や傘等がなくなる。
そ の 他	☐ 給食（昼食）時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 ☐ 給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。 ☐ 清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 ☐ 清掃時間、他の児童生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。 ☐ 部活動をよく休むようになっていたり、急にやめたいと言い出したりする。 ☐ 集団行動や学校行事に参加することを渋る。 ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。 ☐ 日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。

〔参考資料２〕 実態調査

誰にも相談できない児童生徒がいるのではないかとの認識の下、週１生活アンケート調査等を実施する。その際、単なる被害調査に陥らず、児童生徒一人ひとりが日々の生活を振り返って反省できるようにする。

その際、例えば、自宅に持ち帰って記載したり、封筒に入れて提出したりするなど、いじめの被害にあっている児童生徒が、周囲の者を気にせず記載できるよう、十分に配慮する。

○ 信頼感に基づいた教育相談活動

- ・ 教育相談室等で他の児童生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気でも相談できるように努める。

- ・ 必要に応じて、悩みの解消の仕方等について、ＳＣのコンサルテーションを受けるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行う。
- ・ 児童生徒に信頼感や安心感を抱かせるために、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。

○ ふれあいの時間を増やす工夫

- ・ １日の時程表を見直すなどして、児童生徒とのふれあいの時間を確保する。
- ・ 休み時間等の見守りや昼食（給食）指導等、担任、学校支援員などの複数教職員で連携して行う。

○ 研修の充実

ＳＣやＳＳＷ、ネットアドバイザー等と連携しながら、いじめ問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を作り、組織的・計画的な研修を行う。

○ 相談窓口の周知

- ・ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている児童生徒・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。
- ・ いじめは、学校の内外を問わず起こる可能性があることから、塾やスポーツ少年団、地域にある商店、コンビニエンスストア等においても、広く相談機関を周知する。

(3) 家庭・地域との連携

学校評価結果の公表等、積極的な情報発信、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組を進める中で、開かれた学校づくりを推進する。西小ボランティアと協働したり、土曜授業を利用したりするなど、地域と連携・協力しながら児童生徒を共に育てるという意識を高める。また、保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。

○ 家庭との連携

- ・ 学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- ・ 懇談会の内容等が、学校からの一方的な伝達、注文とならないよう工夫する。
- ・ 定期的な学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫改善及び定期的な更新、電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と愛着が深まる取組を推進する。

○ 地域との連携

- ・ 地域にある、商店やコンビニエンスストア、自動販売機の周辺、広場等、児童がよく立ち寄る場所を地域の健全育成協議会等と連携して組織的な巡回指導等を行う。
- ・ 種々の地域活動において、学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発

活動を行う。

- ・ 地域行事や各種の催事などに、児童生徒の積極的な参加を促す。

3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

現に起こっているいじめに対応するには、いじめの全容解明が必須である。そのため、校長のリーダーシップの下、迅速・的確かつ組織的に対応すべく、いじめ対策組織にＳＣやＳＳＷ等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。

また、必要に応じて、市教育委員会に連絡し、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家との連携も検討する。

○ いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例

いじめは、学級担任や教科担当、委員会・クラブ担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進しする。

- ・ 事実関係の確認…いじめの疑いが生じた（あるいは申し出等があった）場合、日常の観察や聴き取り等により、状況等の詳細を把握する。その際、いじめの四層構造を踏まえ、内容、時期、関係した児童生徒などについて明確にし、５Ｗ１Ｈに留意して記録する。

※ ５Ｗ１Ｈ… when：いつ、where：どこで、who：誰が、what：何を、why：なぜ、how：どのように

- ・ 「いじめ対策委員会」の開催…把握した事実を基に今後の対応等について、「いじめ対策委員会」を開催し、協議する。（場合により、職員会議の開催）
- ・ いじめられている児童生徒への対応…信頼関係のある教職員が担当する。
- ・ いじめている児童生徒への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
- ・ 周りの児童生徒（観衆、傍観者）への対応…複数の教職員（学級担任等を中心とする）が担当する。
- ・ いじめられている児童生徒の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
- ・ いじめている児童生徒の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任、管理職、生徒指導主任等の複数で対応する。
- ・ ＰＴＡ等への働きかけ（必要な場合）…校長、教頭が担当する。
- ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…校長、教頭、生徒指導主任が担当する。

連携に当たっては、担当者同士の日常的な交流を基本としながら、いじめを認知した際には、できるだけ早期に、想定される支援を要請しておく。

(2) 対応する上での留意点

○ いじめられている児童生徒・保護者への対応

- ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、いじめられている児童生徒のこれまでの心の痛みや不安感等、誰にも言えずに悲しかったり、苦しかったりした気持ちを共感的に理解するとともに、全教職員で支え、守り、解決することを約束する。
- ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活のいろいろな場面で、支え、励ましたり、本人の「よさ」を認めたりすることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- ・ 「いじめに負けるな」とか「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信をなくさせ、内面に引き込ませる可能性があるので、このような言動は避ける。
- ・ いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝えることが肝要である。また、家庭訪問の了解を取った上で、学級担任と管理職等複数で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、状況説明、今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

○ いじめている児童生徒・保護者への対応

- ・ いじめは集団で行われることが多いため、いじめる側は「みんなも同じことをやっている」などと罪悪感が少ないのが特徴である。そこで、事実関係を確認する場合も、当事者だけでなく周りの児童生徒（観衆・傍観者）からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
- ・ 相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聞き、心情をくみ取る。
- ・ 保護者への対応については、学級担任と管理職等複数で面談することとし、今後の当該児童生徒への指導・支援の在り方を共に考え、いじめられた児童生徒・保護者の了承が得られた場合、謝罪等を行う場を設定するなど、今後の学校生活における人間関係の再構築を支援する。

○ 周りの児童生徒（観衆・傍観者）・保護者への対応

- ・ 周りではやし立てる観衆や見て見ぬふりをする傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。
- ・ 観衆や傍観者の立場の児童生徒への指導は、いじめられている児童生徒がいじ

めによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを感じとらせるよう配慮する。

- ・ いじめを面白がってはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努める。
- ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に相談するように働きかけていく。いじめを報告してきた児童生徒があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童生徒が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮する。

○ 臨時保護者会の開催

必要に応じて、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。

○ いじめの事後指導

「いじめがないように注意した」「お互いを仲直りさせた」「保護者に来校を求めて指導した」などの指導等により、一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化されたり、陰湿化したりして、いじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識をもち、関係児童生徒の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。

(3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のソーシャルネットワーキングサービス（以下 SNS）やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。

さらに、ネットいじめの再発や増加を防ぐために、一度ネット上に拡散したいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であり、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、またインターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等をしっかり理解させるなど、情報モラルを身に付けさせる指導の充実が不可欠である。

○ 初期対応

インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等のネットいじめについては、基本的にはいじめの早期対応と同様であるが、いじめを受けた児童生徒からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認するとともに、本文等をプリントアウト

ト又は写真撮影するなどして記録しておく。

○ 関係機関との連携

市教育委員会と連携し、必要に応じて、防府警察署のネット犯罪担当者、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編成し、問題の早期解決に努める。

○ 被害拡大の防止

いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への削除依頼、コミュニティサイト利用者（児童生徒）への直接指導による削除の徹底・確認等、具体的な対応を行う。被害の拡大を最小限に抑えるよう速やかに対応する。

(4) 教育相談の在り方

いじめられている児童生徒の心のケア、いじめている児童生徒の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。このため、教職員の教育相談に係る資質能力の向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携した個別支援を行う。

また、保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等に起因して、児童生徒がいじめの行為に至ることもあるため、ＳＳＷによる保護者等への生活基盤の立て直しに向けた個別支援を積極的に行う。

○ いじめられている児童生徒に対する教育相談

いじめられている児童生徒に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。そのことにより、精神的に安定し自信をもつことができるようになる。より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣ・ＳＳＷ等と連携する。

<手順例>

- ① 心身の安全を保障し、不安感を取り除く。
- ② 事実関係を把握する。
 - ・ 事実をなかなか話さないことがあるので、形式的、表面的な相談にならないよう、共感的に根気強く聞き出す努力をする。
 - ・ 心を開いて話ができるようになるまでゆっくりと待つ。
 - ・ いじめられている児童生徒と信頼関係のある教職員が対応する。
- ③ いじめに対して、教職員も一緒に取り組み、必ず守り通すという気持ちを伝える。
- ④ 気持ちを安定させ、自信をもたせる。
 - ・ 当該児童生徒のよさを自覚させ、学校生活の中でさらに伸ばしていくように励ます。

- ・ 学級等、所属する集団の中で、活動の機会と場等を設定し、自己有用感を感じることのできる居場所づくりを促進する。
 - ・ 指示的な対応や否定的・批判的な言葉かけは避ける。
- ⑤ 当該児童生徒が望む場合には教職員が立ち会い、いじめている児童生徒と話し合う場をもつ。
- ⑥ 教育相談を継続する。

○ いじめている児童生徒に対する教育相談

いじめている児童生徒に対しては、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。

しかし、このような児童生徒は、家庭や学校で様々な不安や不満、心の葛藤をもち、それを弱い者に向けて「いじめ」という形で発散させていることも少なくない。したがって、一方的に叱責するのではなく、児童生徒の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を心がける。より高い専門性が必要な場合は、SCやSSW等と連携する。

<手順例>

- ① 事実関係の把握をする。
 - ・ いじめの事実、経緯、心情などを正確に聞く。
 - ・ いじめている児童生徒の心情に寄り添いながら、聞き取り等を行う。
 - ・ いじめに加わっていた児童生徒が複数の時には、一対一で対応する。
- ② いじめの行為の重大性に気付かせる。「説得より納得」が重要である。
 - ・ いじめている児童生徒は、いじめられている児童生徒の精神的、肉体的な苦痛や深刻さに気付いていないことが多い。いじめられている児童生徒に与えた苦しみや痛みがいかに大きいかということに気付かせる。
 - ・ 児童生徒の心身の成長の過程に即し、保護者とともに謝罪するなど、自分で責任ある行動をとるように指導する。
- ③ 自己指導能力を育む。
 - ・ 児童生徒との信頼関係づくりに努めながら、いじめを起こした心理的背景を共感的に理解するとともに、自分でどのように解決するか、今後どのような心構えで生活していくのか等について具体的に考えさせる。
 - ・ 表面的には解決したように見えても、いじめが潜在化して、再発する場合もあるため、内省を促すよう、しっかりと寄り添いながら対応する。
- ④ 好ましい人間関係の在り方について指導する。
- ⑤ 教育相談を継続する。

(5) 保護者との連携

○ いじめられている児童生徒の保護者への対応

- ・ 積極的にＳＣやＳＳＷと連携する。
- ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定するなど、保護者の言い分を傾聴する。教職員と保護者が児童生徒のために一緒に考え、いじめを解決していく姿勢を示す。
- ・ いじめを受けている児童生徒の保護者の、心情を理解した対応が不可欠である。
- ・ いじめの事実関係の把握に努め、時間はかかっても、より正確な事実確認に基づいた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、いじめられている児童生徒の人権を護り、いじめている児童生徒に対して、毅然とした姿勢で臨むことを明確にする。
- ・ 保護者の不満や怒りを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめ問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得る。
- ・ プライバシーの保護に努め、いじめの情報が漏れないよう、徹底した情報管理をする。
- ・ いじめられている児童生徒が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、家庭の様々な状況に配慮し適切に対応する。
- ・ 保護者によっては、事態を軽視したりかえってわが子を叱責したりする場合もあるので、保護者が正しく認識するように説明する。
- ・ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにもより一層緊密な連携を図る。
- ・ 必要に応じて、相談機関等の専門機関を紹介する。

○ いじめている児童生徒の保護者への対応

- ・ 積極的にＳＣやＳＳＷと連携する。特にいじめている児童生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、ＳＳＷ、人権擁護委員、少年安全サポーター等と連携した支援を積極的に検討する。
- ・ 正確な事実関係を確認することに心掛け、憶測は避ける。
- ・ いじめについて、学校としてどう認識して取り組んでいるかを伝え、児童生徒のよりよい成長、いじめが人権に関わる重大な問題であることの理解を得る。
- ・ いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
- ・ いじめられている児童生徒及び保護者に対する謝罪の仕方、自分の子供への指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。

- ・ いじめている児童生徒が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめている立場は同じである」という理解を得る。
- ・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
- ・ 保護者も苦慮しているという認識をもち、児童生徒のよりよい成長のために心を開いて問題解決に配慮してくれるように接する。

○ いじめ問題についての保護者会での留意点

- ・ いじめられている児童生徒・保護者の心情に寄り添い、最大限意向を尊重した上で開催する。
- ・ いじめをおもしろがって同調したり、知らないふりで傍観したりすることは、いじめている児童生徒と同じ立場であることへの理解を得る。
- ・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・ 解決のために、学校で行うこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- ・ 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞く。
- ・ プライバシーの保護には十分留意する。

(6) 地域・関係機関との連携

○ 学校と地域との連携

- ・ 日頃からPTAや学校評議員等といじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会や地域協育ネット協議会等の取組を進めたりするなど、開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ いじめに関する連絡・情報があつたときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- ・ 情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者への情報についても慎重な取扱いを依頼する。
- ・ 地域との連携に努めながらも、具体的ないじめへの対応については、あくまでも学校としての主体性を保つ。

○ 学校と関係機関との連携

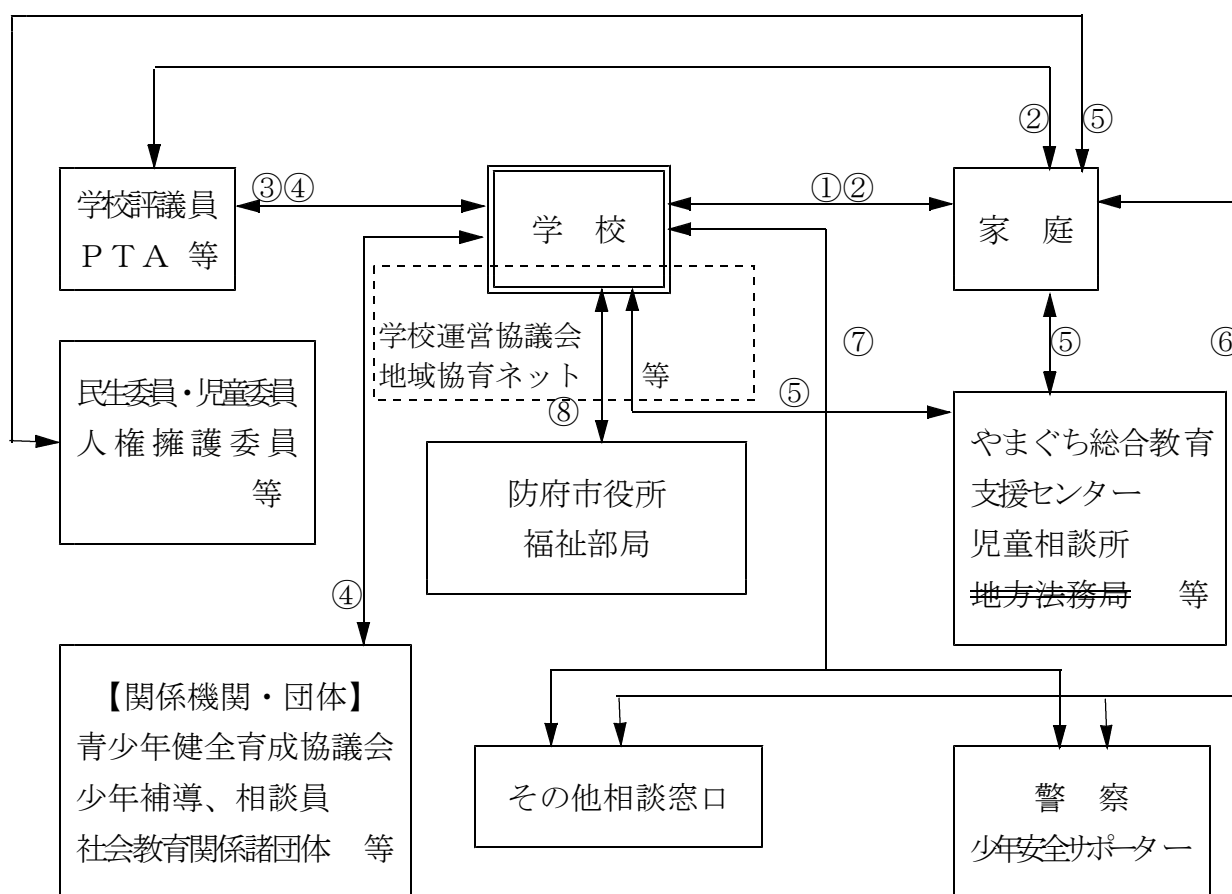
- ・ 市教育委員会に相談し、いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。

(やまぐち総合教育支援センター、県教育委員会、市町福祉部局、青少年健全育成協議会、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポータ

一 等)

- ・ あくまでも学校の主体性を保ちつつ、所轄警察署と連携して対応することも必要である。特に、いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、少年安全サポーターや所轄警察署等に情報提供し、対応する。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」(平成16年4月施行)による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」(平成22年11月策定)に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得る。

いじめ問題に係る関係機関の連携図
(学校を中心としたかかわり)



- ① 家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ② いじめ問題をはじめ、家庭教育のあり方について共通理解を深める。
- ③ PTAとの協議の機会を設け、一層の連携・協力を図る。
- ④ 学校外での児童生徒の生活の様子等について、情報交換を行う。

- ⑤ 学校・家庭からの相談に応じ、助言等を行う。
- ⑥ 児童生徒、保護者等の相談に応じ、助言を行う。
- ⑦ 情報交換、対応の連携を図る。
- ⑧ 教育委員会と協議し、支援を得る。

4 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(1) 重大事態の判断について

- ・ いじめが重大事態であるかどうかの判断等については、法第28条及び国の基本方針（重大事態の意味について）に基づいて行う。
- ・ 児童や保護者から、「いじめにより重大な被害を生じた」という申し出があった時（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

(2) 重大事態への対応

○ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長へ報告する。

○ いじめられている児童生徒への対応

いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめられている児童生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、児童生徒への最善の方法を検討するよう配慮する。

- ・ 緊急避難としての欠席
- ・ 就学校の指定変更や区域外就学
- ・ 学級替え等

○ いじめている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒を守るため、必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。その際には、保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。

- ・ 個別指導の実施等
- ・ 出席停止措置

なお、こうした措置を講ずることについては、事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していくことが肝要である。また、適切に関係機関との連携を図る必要がある。その際、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する必要がある。

(3) 調査委員会の設置

学校において重大事態が発生した場合には、速やかに全容解明に向けた調査を行うこととする。調査に当たっては、ＳＣ、ＳＳＷ、学校評議員、少年安全サポーター等を加え、学校にとって不都合な事実があったとしても、真摯に向き合い、適切に当該児童生徒・保護者等に事実を提供することとする。

重大事態が発生した場合は、弁護士、大学関係者、精神科医、臨床心理士、社会福祉士、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家で構成する調査委員会を設置し、中立的な立場から調査を行うこととする。

また、必要に応じて関係機関と連携できるよう平素から各機関と連携し重大事態の発生に対応できる体制を整備することが必要である。

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。

(4) 自殺の事案への対応について

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していくよう配慮する。

遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて、公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置するため、市教育委員会と連携して対応する。

(5) 留意すべき事項

専門家等による調査を実施する際には、市教育委員会と連携し、調査委員会等に積極的に資料を提供するとともに、アンケート調査や児童生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ調査結果に不都合な事実があったとしても、真摯に向き合う。

なお、重大事態が起こった場合は、いじめられた児童生徒はもとより、関係のあった児童生徒は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。児童生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に全力で努めていく。

5 いじめ解消の定義の明確化

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これら

の要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する物とする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者及び学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 学校評価について

学校いじめ防止基本方針のいじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価項目に位置づけ、目標の達成状況を評価すること。評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図ること。

西浦小学校 いじめ未然防止 年間指導計画

月	取 組 内 容	留 意 点
4	○学年間の情報交換 指導記録の引き継ぎ（校内委員会） 【校内委員会資料をもとに職員会にて】 ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【学級活動】 ○いじめ対策に対する共通理解・いじめ対策委員会の編成 ○いじめ対策委員会→情報交換 【毎週金曜日の連絡会】 ○身体測定時の配慮児童の確認 【養護教諭と担任】 ○生活調査アンケート・個人面談・アンケート集約 → 市教委報告 ○いじめ対策委員会→情報交換 【毎週金曜日の連絡会】	・いじめの被害者加害者の関係の引き継ぎ ・学校・学級のいじめに対する姿勢の明確化
5	○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【PTA総会】 ○いじめ対策委員会→情報交換 【毎週金曜日の連絡会】 ○教育相談アンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ○行事（修学旅行）をとおした人間関係づくり 【6年】 ○生活調査アンケート・個人面談・アンケート集約 → 市教委報告	・いじめの実態の把握と解決に向けての取り組み
6	○いじめ対策委員会→情報交換 【毎週金曜日の連絡会】 ○「Q-Uテスト」の実施と結果の活用 ○第1回「いじめ対策委員会」の実施（外部専門家も含む） ○家族参観日【学級懇談会】 → 保護者への人権意識の啓発 ○行事（宿泊学習）をとおした人間関係づくり 【5年】 ○いじめ発見チェックリスト・教職員の振り返りチェックリスト・子どものサイン発見チェックリストの活用 ○生活調査アンケート・個人面談・アンケート集約 → 市教委報告	・児童同士の間関係に変化があらわれやすい時期。 ・人間関係の細かい観察
7	○いじめ対策委員会→情報交換 【毎週金曜日の連絡会】 ○学校評価の実施 → 児童生徒・保護者の意見を聞く ○行事（ふれあい笹飾り）をとおした人間関係づくり ○学期末保護者会 → 1学期の児童の様子等の把握	・児童の人権意識の高揚 ・いじめの実態の把握と解決に向けての取り組み

	○1学期のいじめ防止対策の取組の振り返り 【職員会議】 ○生活調査アンケート・個人面談・アンケート集約 → 市教委報告	
8	○職員研修会 (ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会) ○校内「いじめ対策委員会」の実施 (1学期の取組の評価) ○教育相談に係る研修講座への参加 ○いじめ対策に関する職員研修	・相談技術の向上 ・いじめに対する対応技術の習得
9	○学校だよりによる取組の見直し等の公表 ○Webページ等による取組経過等の報告 ○夏休み明けの教育相談の実施 ○夏休み明けの児童観察 ○いじめ対策委員会→情報交換 【毎週金曜日の連絡会】 ○行事(運動会)をととした人間関係づくり ○生活調査アンケート・個人面談・アンケート集約 → 市教委報告	・子どもの変化の確認
10	○教育相談アンケート(記名式)の実施、教育相談の実施 ○いじめ対策委員会→情報交換 【毎週金曜日の連絡会】 ○職員会(いじめ防止対策の取組についての中間交流) ○人権参観日 → 保護者への人権意識の啓発 ○行事(陸上競技大会)をととした人間関係づくり ○生活調査アンケート・個人面談・アンケート集約 → 市教委報告 ○第2回「いじめ対策委員会」の実施	・児童の主体的活動の保障 ・いじめの実態の把握と解決に向けての取り組み
11	○行事(西小まつり)をととした人間関係づくり ○いじめアンケート(無記名)の実施、教育相談の実施 ○いじめ対策委員会→情報交換 【毎週金曜日の連絡会】 ○話し合い活動「学級の諸問題」 ○行事(市小中連合音楽祭)をととした人間関係づくり ○生活調査アンケート・個人面談・アンケート集約 → 市教委報告	・児童同士の人間関係に変化が表れやすい時期。 ・人間関係の細かい観察 ・子どもの日常生活からのいじめの現状把握
12	○第2回「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」 → (次年度に向けて) ○いじめ対策委員会→情報交換 【毎週金曜日の連絡会】	・人権感覚の向上。 ・いじめ対策の点検 ・いじめの実態の把握と解決

12	○人権週間 12/4～12/10（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施 → 児童生徒・保護者の意見を聞く ○生活調査アンケート・個人面談・アンケート集約 → 市教委報告	に向けての取り組み
1	○いじめ対策委員会→情報交換 【毎週金曜日の連絡会】 ○冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り 【職員会議】 ○教職員による次年度の取組計画 ○冬休み明けの教育相談の実施 ○冬休み明けの児童観察 ○生活調査アンケート・個人面談・アンケート集約 → 市教委報告	・児童の変化の確認
2	○第3回「いじめ対策委員会」の実施（外部専門家も含む） ※本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ○話し合い活動「学級の諸問題」 ○いじめ対策委員会→情報交換 【毎週金曜日の連絡会】 ○成果調査アンケート・個人面談・アンケート集約 → 市教委報告	・いじめの実態の把握と解決 に向けての取り組み
3	○いじめ対策委員会→情報交換 【毎週金曜日の連絡会】 ○学校だより等による次年度の取組等の説明 ○小中の情報連携のための連絡会 ○いじめ発見チェックリスト・教職員の振り返りチェックリスト・子どものサイン発見チェックリストの活用 ○第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ○進級する学年への引き継ぎ情報（校内委員会資料）の作成 【校内委員会資料を金庫に保管】 ○生活調査アンケート・個人面談・アンケート集約 → 市教委報告	・子どもの日常生活からのいじめの現状把握 ・いじめに関する情報の引き継ぎといじめ対策の点検

参考資料 1

P D C A サイクル用「取組評価アンケート」の例

ここに示したのは、国立教育政策研究所の「魅力ある学校づくり調査研究事業」の指定を受けた中学校区が、P D C A サイクルに沿って取組を行うために用いている共通質問紙調査の 8 項目です。

不登校やいじめの未然防止のために年間計画に位置づけられて実施される取組の効果を検証するために、友人関係、勉強、いじめ、暴力について尋ねています。各指定地域は、この他に地域独自の調査項目を付け加えて実施しています。

※表記は、小学校高学年を想定したものです。

○現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。当てはまるものを右の 1 から 4 の中から 1 つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	当てはまらない
ア 学校が楽しい・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4
イ みんなで何かをするのは楽しい・・・・・・・・	1	2	3	4
ウ 授業に主体的に取り組んでいる・・・・・・・・	1	2	3	4
エ 授業がよくわかる・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4

○4月（注：9月、1月など）になってから次のようなことを、この学校のだれか（お友だち）からされたり、反対にこの学校のだれか（お友だち）にしたりしましたか。当てはまるものを右の 1 から 4 の中から 1 つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	まったくなかった	今までに 1～2 回あった	月に 2～3 回あった	週に 1 回以上あった
オ 叩かれたり、けられたり、強く押されたりした・	1	2	3	4
カ 暴力ではないが、いじわるをされたり、 イヤな思いをさせられたりした・・・・・・・・	1	2	3	4
キ 叩いたり、けったり、強く押したりした・・・・・・・・	1	2	3	4
ク 暴力ではないが、いじわるをしたり、 イヤな思いをさせたりした・・・・・・・・	1	2	3	4

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力